

## 介護支援専門員登録・申請等よくあるご質問Q&A

### 1 登録について

- Q1 証の交付を受けていないため、自分の登録番号が分かりません。
- A 名簿登録後にご本人あてに登録番号の通知をしております。登録通知書を紛失した場合は当課までお問合わせください。登録事項を確認のうえ、口頭で登録番号をお知らせいたします。なお、登録通知書の再発行はしていませんのでご了承ください。
- Q2 実務研修を修了しました。現在、実務に就く予定はないが、登録のみ行い、証交付は後日でも可能ですか。
- A 登録後5年以内であればいつでも証の交付申請は可能です。証の有効期間は証発行後5年間となります。ただし、登録申請は実務研修修了後3ヶ月以内に行ってください。(修了後3ヶ月を過ぎた場合、介護支援専門員の資格登録ができなくなります。)
- Q 岩手県で介護支援専門員の登録をしていますが、岩手県登録のまま他県で就労することは可能ですか。
- A 岩手県登録のまま、他県で就労することも可能ですが、登録県でなければ就労できない県もありますので、就労可能か就労予定の県庁に御確認ください。

### 2 更新について

- Q 証の交付を受けてから現在まで、一度も実務に就いていません。今後実務に就く予定はありませんが、有効期間満了日までに更新しなければいけませんか。
- A いつでも実務に就ける状態にしたい場合には、所定の研修を修了し、証の有効期間更新をすることをお勧めします。  
※証が失効しても、介護支援専門員としての登録は残りますが、再研修を修了し証交付を受けた後でなければ実務に就くことはできません。研修の申込期間や、開催期間は限られていますので、直ぐに実務に就くことは難しくなります。
- Q 更新に必要な研修を受講すれば、自動的に証は更新されますか。
- A 研修を修了しただけでは、証の更新はできません。研修修了後、有効期間満了日までに必ず更新申請を行ってください。有効期間満了日までに更新をしなかった場合、証は失効し、再研修受講後でなければ証を交付申請をすることはできません。  
なお、更新申請は有効期間満了日の1年前から受付けています。
- Q 更新のお知らせは、届きますか。
- A 更新対象の方には、個人宛にお知らせを通知いたします。  
県に住所変更の届出を行っていない場合、「更新のお知らせ」が届かない場合がありますので、転居の際には住所変更の届出を忘れずに行うよう注意して下さい。

### 3 証の発行について

- Q 更新研修を修了したので証の有効期間の更新をしたいのですが、証を紛失してしまいました。再発行申請も必要ですか。
- A 申請と同時に再交付申請をしてください。
- Q 介護支援専門員の仕事をしようと考えていますが、証の有効期間が切れています。どうすればいいですか。
- A 有効期間内の証を保有していなければ、介護支援専門員として実務につくことができません。再研修を修了後に証交付申請を行ってください。